【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（空売りを行う場合の明示及び確認）

**第二十六条の三**　金融商品取引所の会員等は、当該金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場においてする自己の計算による有価証券の売付け若しくは売付けの受託（有価証券等清算取次ぎの受託を除く。）をした有価証券の売付け又は有価証券等清算取次ぎの委託（売付けの委託に限る。以下この項において「清算取次ぎ委託」という。）について、当該金融商品取引所に対し、これらの有価証券の売付け又は清算取次ぎ委託が空売り（次の各号のいずれかに該当する売付け又は清算取次ぎ委託をいう。以下同じ。）であるか否かの別を明らかにしなければならない。

一　有価証券を有しないで又は有価証券を借り入れてする有価証券の売付け（有価証券等清算取次ぎを除く。）

二　前条に規定する場合における有価証券の売付け（有価証券等清算取次ぎを除く。）

三　有価証券を有しないで又は有価証券を借り入れてする清算取次ぎ委託

四　清算取次ぎ委託後遅滞なく有価証券を提供できることが明らかでなく行う清算取次ぎ委託

２　金融商品取引所の会員等は、当該金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場においてする有価証券の売付けの受託（有価証券等清算取次ぎの受託を除く。）について、当該有価証券の売付けの委託者に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。

３　取引所金融商品市場においてする有価証券の売付けの委託の取次ぎを引き受けた者は、当該委託の取次ぎの申込者に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。

４　取引所金融商品市場においてする有価証券の売付けの委託（有価証券等清算取次ぎの委託を除く。）又は委託の取次ぎの申込者は、その委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を明らかにしなければならない。

５　前各項の規定は、法第二条第二十一項第一号に掲げる取引その他の内閣府令で定める取引については、適用しない。

６　前各項の規定は、認可金融商品取引業協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売付けについて準用する。この場合において、前項中「法第二条第二十一項第一号に掲げる取引その他の内閣府令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるものとする。

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（空売りを行う場合の明示及び確認）

**第二十六条の三**　金融商品取引所の会員等は、当該金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場においてする自己の計算による有価証券の売付け若しくは売付けの受託（有価証券等清算取次ぎの受託を除く。）をした有価証券の売付け又は有価証券等清算取次ぎの委託（売付けの委託に限る。以下この項において「清算取次ぎ委託」という。）について、当該金融商品取引所に対し、これらの有価証券の売付け又は清算取次ぎ委託が空売り（次の各号のいずれかに該当する売付け又は清算取次ぎ委託をいう。以下同じ。）であるか否かの別を明らかにしなければならない。

一　有価証券を有しないで又は有価証券を借り入れてする有価証券の売付け（有価証券等清算取次ぎを除く。）

二　前条に規定する場合における有価証券の売付け（有価証券等清算取次ぎを除く。）

三　有価証券を有しないで又は有価証券を借り入れてする清算取次ぎ委託

四　清算取次ぎ委託後遅滞なく有価証券を提供できることが明らかでなく行う清算取次ぎ委託

２　金融商品取引所の会員等は、当該金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場においてする有価証券の売付けの受託（有価証券等清算取次ぎの受託を除く。）について、当該有価証券の売付けの委託者に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。

３　取引所金融商品市場においてする有価証券の売付けの委託の取次ぎを引き受けた者は、当該委託の取次ぎの申込者に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。

４　取引所金融商品市場においてする有価証券の売付けの委託（有価証券等清算取次ぎの委託を除く。）又は委託の取次ぎの申込者は、その委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を明らかにしなければならない。

５　前各項の規定は、法第二条第二十一項第一号に掲げる取引その他の内閣府令で定める取引については、適用しない。

６　前各項の規定は、認可金融商品取引業協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売付けについて準用する。この場合において、前項中「法第二条第二十一項第一号に掲げる取引その他の内閣府令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるものとする。

（改正前）

（空売りを行う場合の明示及び確認）

**第二十六条の三**　証券取引所の会員等は、当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場においてする自己の計算による有価証券の売付け若しくは売付けの受託（有価証券等清算取次ぎの受託を除く。）をした有価証券の売付け又は有価証券等清算取次ぎの委託（売付けの委託に限る。以下この項において「清算取次ぎ委託」という。）について、当該証券取引所に対し、これらの有価証券の売付け又は清算取次ぎ委託が空売り（次の各号のいずれかに該当する売付け又は清算取次ぎ委託をいう。以下同じ。）であるか否かの別を明らかにしなければならない。

一　有価証券を有しないで又は有価証券を借り入れてする有価証券の売付け（有価証券等清算取次ぎを除く。）

二　前条に規定する場合における有価証券の売付け（有価証券等清算取次ぎを除く。）

三　有価証券を有しないで又は有価証券を借り入れてする清算取次ぎ委託

四　清算取次ぎ委託後遅滞なく有価証券を提供できることが明らかでなく行う清算取次ぎ委託

２　証券取引所の会員等は、当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場においてする有価証券の売付けの受託（有価証券等清算取次ぎの受託を除く。）について、当該有価証券の売付けの委託者に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。

３　取引所有価証券市場においてする有価証券の売付けの委託の取次ぎを引き受けた者は、当該委託の取次ぎの申込者に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。

４　取引所有価証券市場においてする有価証券の売付けの委託（有価証券等清算取次ぎの委託を除く。）又は委託の取次ぎの申込者は、その委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を明らかにしなければならない。

５　前各項の規定は、有価証券先物取引その他の内閣府令で定める取引については、適用しない。

６　前各項の規定は、証券業協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売付けについて準用する。この場合において、前項中「有価証券先物取引その他の内閣府令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるものとする。

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】 （改正なし）

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】 （改正なし）

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 政令第231号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第117号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第116号】 （改正なし）

【平成14年12月6日 政令第363号】

（改正後）

（空売りを行う場合の明示及び確認）

**第二十六条の三**　証券取引所の会員等は、当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場においてする自己の計算による有価証券の売付け若しくは売付けの受託（有価証券等清算取次ぎの受託を除く。）をした有価証券の売付け又は有価証券等清算取次ぎの委託（売付けの委託に限る。以下この項において「清算取次ぎ委託」という。）について、当該証券取引所に対し、これらの有価証券の売付け又は清算取次ぎ委託が空売り（次の各号のいずれかに該当する売付け又は清算取次ぎ委託をいう。以下同じ。）であるか否かの別を明らかにしなければならない。

一　有価証券を有しないで又は有価証券を借り入れてする有価証券の売付け（有価証券等清算取次ぎを除く。）

二　前条に規定する場合における有価証券の売付け（有価証券等清算取次ぎを除く。）

三　有価証券を有しないで又は有価証券を借り入れてする清算取次ぎ委託

四　清算取次ぎ委託後遅滞なく有価証券を提供できることが明らかでなく行う清算取次ぎ委託

２　証券取引所の会員等は、当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場においてする有価証券の売付けの受託（有価証券等清算取次ぎの受託を除く。）について、当該有価証券の売付けの委託者に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。

３　取引所有価証券市場においてする有価証券の売付けの委託の取次ぎを引き受けた者は、当該委託の取次ぎの申込者に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。

４　取引所有価証券市場においてする有価証券の売付けの委託（有価証券等清算取次ぎの委託を除く。）又は委託の取次ぎの申込者は、その委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を明らかにしなければならない。

５　前各項の規定は、有価証券先物取引その他の内閣府令で定める取引については、適用しない。

６　前各項の規定は、証券業協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売付けについて準用する。この場合において、前項中「有価証券先物取引その他の内閣府令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるものとする。

（改正前）

（空売りを行う場合の明示及び確認）

**第二十六条の三**　証券取引所の会員等（法第六十一条第一項に規定する会員等をいう。以下同じ。）は、当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場においてする自己の計算による有価証券の売付け又は売付けの受託をした有価証券の売付けについて、当該証券取引所に対し、これらの有価証券の売付けが空売り（有価証券を有しないで若しくは有価証券を借り入れてする有価証券の売付け又は前条に規定する場合における有価証券の売付けをいう。以下同じ。)であるか否かの別を明らかにしなければならない。

（各号　新設）

２　証券取引所の会員等は、当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場においてする有価証券の売付けの受託について、当該有価証券の売付けの委託者に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。

３　取引所有価証券市場においてする有価証券の売付けの委託の取次ぎを引き受けた者は、当該委託の取次ぎの申込者に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。

４　取引所有価証券市場においてする有価証券の売付けの委託又は委託の取次ぎの申込者は、その委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を明らかにしなければならない。

５　前各項の規定は、有価証券先物取引その他の内閣府令で定める取引については、適用しない。

６　前各項の規定は、証券業協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売付けについて準用する。この場合において、前項中「有価証券先物取引その他の内閣府令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるものとする。

【平成14年5月22日 政令第177号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第176号】 （改正なし）

【平成14年3月31日 政令第120号】 （改正なし）

【平成14年3月27日 政令第69号】 （改正なし）

【平成14年3月20日 政令第50号】 （改正なし）

【平成14年3月1日 政令第37号】 （改正なし）

【平成13年12月5日 政令第389号】 （改正なし）

【平成13年9月21日 政令第311号】 （改正なし）

【平成13年9月19日 政令第308号】 （改正なし）

【平成13年9月12日 政令第295号】 （改正なし）

【平成13年9月5日 政令第285号】 （改正なし）

【平成13年5月30日 政令第189号】 （改正なし）

【平成13年3月30日 政令第135号】 （改正なし）

【平成13年3月16日 政令第51号】 （改正なし）

【平成13年2月9日 政令第28号】 （改正なし）

【平成13年1月4日 政令第4号】 （改正なし）

【平成12年12月27日 政令第548号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第483号】

（改正後）

（空売りを行う場合の明示及び確認）

**第二十六条の三**　証券取引所の会員等（法第六十一条第一項に規定する会員等をいう。以下同じ。）は、当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場においてする自己の計算による有価証券の売付け又は売付けの受託をした有価証券の売付けについて、当該証券取引所に対し、これらの有価証券の売付けが空売り（有価証券を有しないで若しくは有価証券を借り入れてする有価証券の売付け又は前条に規定する場合における有価証券の売付けをいう。以下同じ。)であるか否かの別を明らかにしなければならない。

２　証券取引所の会員等は、当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場においてする有価証券の売付けの受託について、当該有価証券の売付けの委託者に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。

３　取引所有価証券市場においてする有価証券の売付けの委託の取次ぎを引き受けた者は、当該委託の取次ぎの申込者に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。

４　取引所有価証券市場においてする有価証券の売付けの委託又は委託の取次ぎの申込者は、その委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を明らかにしなければならない。

５　前各項の規定は、有価証券先物取引その他の内閣府令で定める取引については、適用しない。

６　前各項の規定は、証券業協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売付けについて準用する。この場合において、前項中「有価証券先物取引その他の内閣府令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるものとする。

（改正前）

（空売りを行う場合の明示及び確認）

**第二十六条の三**　証券取引所の会員は、当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場においてする自己の計算による有価証券の売付け又は売付けの受託をした有価証券の売付けについて、当該証券取引所に対し、これらの有価証券の売付けが空売り（有価証券を有しないで若しくは有価証券を借り入れてする有価証券の売付け又は前条に規定する場合における有価証券の売付けをいう。以下同じ。)であるか否かの別を明らかにしなければならない。

２　証券取引所の会員は、当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場においてする有価証券の売付けの受託について、当該有価証券の売付けの委託者に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。

３　取引所有価証券市場においてする有価証券の売付けの委託の取次ぎを引き受けた者は、当該委託の取次ぎの申込者に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。

４　取引所有価証券市場においてする有価証券の売付けの委託又は委託の取次ぎの申込者は、その委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を明らかにしなければならない。

５　前各項の規定は、有価証券先物取引その他の内閣府令で定める取引については、適用しない。

６　前各項の規定は、証券業協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売付けについて準用する。この場合において、前項中「有価証券先物取引その他の内閣府令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるものとする。

【平成12年11月17日 政令第482号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第340号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第339号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第303号】

（改正後）

（空売りを行う場合の明示及び確認）

**第二十六条の三**　証券取引所の会員は、当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場においてする自己の計算による有価証券の売付け又は売付けの受託をした有価証券の売付けについて、当該証券取引所に対し、これらの有価証券の売付けが空売り（有価証券を有しないで若しくは有価証券を借り入れてする有価証券の売付け又は前条に規定する場合における有価証券の売付けをいう。以下同じ。)であるか否かの別を明らかにしなければならない。

２　証券取引所の会員は、当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場においてする有価証券の売付けの受託について、当該有価証券の売付けの委託者に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。

３　取引所有価証券市場においてする有価証券の売付けの委託の取次ぎを引き受けた者は、当該委託の取次ぎの申込者に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。

４　取引所有価証券市場においてする有価証券の売付けの委託又は委託の取次ぎの申込者は、その委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を明らかにしなければならない。

５　前各項の規定は、有価証券先物取引その他の内閣府令で定める取引については、適用しない。

６　前各項の規定は、証券業協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売付けについて準用する。この場合において、前項中「有価証券先物取引その他の内閣府令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるものとする。

（改正前）

（空売りを行う場合の明示及び確認）

**第二十六条の三**　証券取引所の会員は、当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場においてする自己の計算による有価証券の売付け又は売付けの受託をした有価証券の売付けについて、当該証券取引所に対し、これらの有価証券の売付けが空売り（有価証券を有しないで若しくは有価証券を借り入れてする有価証券の売付け又は前条に規定する場合における有価証券の売付けをいう。以下同じ。)であるか否かの別を明らかにしなければならない。

２　証券取引所の会員は、当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場においてする有価証券の売付けの受託について、当該有価証券の売付けの委託者に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。

３　取引所有価証券市場においてする有価証券の売付けの委託の取次ぎを引き受けた者は、当該委託の取次ぎの申込者に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。

４　取引所有価証券市場においてする有価証券の売付けの委託又は委託の取次ぎの申込者は、その委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を明らかにしなければならない。

５　前各項の規定は、有価証券先物取引その他の総理府令で定める取引については、適用しない。

６　前各項の規定は、証券業協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売付けについて準用する。この場合において、前項中「有価証券先物取引その他の総理府令」とあるのは、「総理府令」と読み替えるものとする。

【平成12年6月7日 政令第244号】

（改正後）

（空売りを行う場合の明示及び確認）

**第二十六条の三**　証券取引所の会員は、当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場においてする自己の計算による有価証券の売付け又は売付けの受託をした有価証券の売付けについて、当該証券取引所に対し、これらの有価証券の売付けが空売り（有価証券を有しないで若しくは有価証券を借り入れてする有価証券の売付け又は前条に規定する場合における有価証券の売付けをいう。以下同じ。)であるか否かの別を明らかにしなければならない。

２　証券取引所の会員は、当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場においてする有価証券の売付けの受託について、当該有価証券の売付けの委託者に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。

３　取引所有価証券市場においてする有価証券の売付けの委託の取次ぎを引き受けた者は、当該委託の取次ぎの申込者に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。

４　取引所有価証券市場においてする有価証券の売付けの委託又は委託の取次ぎの申込者は、その委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を明らかにしなければならない。

５　前各項の規定は、有価証券先物取引その他の総理府令で定める取引については、適用しない。

６　前各項の規定は、証券業協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売付けについて準用する。この場合において、前項中「有価証券先物取引その他の総理府令」とあるのは、「総理府令」と読み替えるものとする。

（改正前）

（空売りを行う場合の明示及び確認）

**第二十六条の三**　証券取引所の会員は、当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場においてする自己の計算による有価証券の売付け又は売付けの受託をした有価証券の売付けについて、当該証券取引所に対し、これらの有価証券の売付けが空売り（有価証券を有しないで若しくは有価証券を借り入れてする有価証券の売付け又は前条に規定する場合における有価証券の売付けをいう。以下同じ。)であるか否かの別を明らかにしなければならない。

２　証券取引所の会員は、当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場においてする有価証券の売付けの受託について、当該有価証券の売付けの委託者に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。

３　取引所有価証券市場においてする有価証券の売付けの委託の取次ぎを引き受けた者は、当該委託の取次ぎの申込者に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。

４　取引所有価証券市場においてする有価証券の売付けの委託又は委託の取次ぎの申込者は、その委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を明らかにしなければならない。

５　前各項の規定は、有価証券先物取引その他の大蔵省令で定める取引については、適用しない。

６　前各項の規定は、証券業協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売付けについて準用する。この場合において、前項中「有価証券先物取引その他の大蔵省令」とあるのは、「大蔵省令」と読み替えるものとする。

【平成12年3月23日 政令第86号】 （改正なし）

【平成12年2月16日 政令第37号】 （改正なし）

【平成11年9月29日 政令第301号】 （改正なし）

【平成10年12月15日 政令第393号】 （改正なし）

【平成10年11月20日 政令第369号】

（改正後）

（空売りを行う場合の明示及び確認）

**第二十六条の三**　証券取引所の会員は、当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場においてする自己の計算による有価証券の売付け又は売付けの受託をした有価証券の売付けについて、当該証券取引所に対し、これらの有価証券の売付けが空売り（有価証券を有しないで若しくは有価証券を借り入れてする有価証券の売付け又は前条に規定する場合における有価証券の売付けをいう。以下同じ。)であるか否かの別を明らかにしなければならない。

２　証券取引所の会員は、当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場においてする有価証券の売付けの受託について、当該有価証券の売付けの委託者に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。

３　取引所有価証券市場においてする有価証券の売付けの委託の取次ぎを引き受けた者は、当該委託の取次ぎの申込者に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。

４　取引所有価証券市場においてする有価証券の売付けの委託又は委託の取次ぎの申込者は、その委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を明らかにしなければならない。

５　前各項の規定は、有価証券先物取引その他の大蔵省令で定める取引については、適用しない。

６　前各項の規定は、証券業協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売付けについて準用する。この場合において、前項中「有価証券先物取引その他の大蔵省令」とあるのは、「大蔵省令」と読み替えるものとする。

（改正前）

（空売りを行う場合の明示及び確認）

**第二十六条の三**　証券取引所の会員は、当該証券取引所の開設する有価証券市場においてする、自己の計算による有価証券の売付け又は売付けの受託をした有価証券の売付けについて、当該証券取引所に対し、これらの有価証券の売付けが空売り（有価証券を有しないで若しくは有価証券を借り入れてする有価証券の売付け又は前条に規定する場合における有価証券の売付けをいう。以下同じ。)であるか否かの別を明らかにしなければならない。

２　証券取引所の会員は、当該証券取引所の開設する有価証券市場においてする有価証券の売付けの受託について、当該有価証券の売付けの委託者に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。

３　有価証券市場においてする有価証券の売付けの委託の取次ぎを引き受けた者は、当該委託の取次ぎの申込者に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。

４　有価証券市場においてする有価証券の売付けの委託又は委託の取次ぎの申込者は、その委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を明らかにしなければならない。

５　前各項の規定は、有価証券先物取引その他の大蔵省令で定める取引については、適用しない。

６　前各項の規定は、証券業協会の協会員が行う店頭売買有価証券の店頭売買取引について準用する。この場合において、第一項中「当該証券取引所の開設する有価証券市場においてする、自己の計算による有価証券の売付け又は売付けの受託をした有価証券の売付け」とあるのは「当該証券業協会が登録する店頭売買有価証券の自己の計算による店頭売買取引による売付け又は売付けの受託をした店頭売買有価証券の店頭売買取引による売付け」と、第二項中「当該証券取引所の開設する有価証券市場においてする有価証券の」とあるのは「当該証券業協会が登録する店頭売買有価証券の店頭売買取引による」と、第三項及び第四項中「有価証券市場においてする」とあるのは「店頭売買取引による」と、第五項中「有価証券先物取引その他の大蔵省令」とあるのは「大蔵省令」と読み替えるものとする。

【平成10年11月4日 政令第357号】 （改正なし）

【平成10年10月22日 政令第338号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 政令第320号】

（改正後）

（空売りを行う場合の明示及び確認）

**第二十六条の三**　証券取引所の会員は、当該証券取引所の開設する有価証券市場においてする、自己の計算による有価証券の売付け又は売付けの受託をした有価証券の売付けについて、当該証券取引所に対し、これらの有価証券の売付けが空売り（有価証券を有しないで若しくは有価証券を借り入れてする有価証券の売付け又は前条に規定する場合における有価証券の売付けをいう。以下同じ。)であるか否かの別を明らかにしなければならない。

（２　削除）

２　証券取引所の会員は、当該証券取引所の開設する有価証券市場においてする有価証券の売付けの受託について、当該有価証券の売付けの委託者に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。

３　有価証券市場においてする有価証券の売付けの委託の取次ぎを引き受けた者は、当該委託の取次ぎの申込者に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。

４　有価証券市場においてする有価証券の売付けの委託又は委託の取次ぎの申込者は、その委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を明らかにしなければならない。

５　前各項の規定は、有価証券先物取引その他の大蔵省令で定める取引については、適用しない。

６　前各項の規定は、証券業協会の協会員が行う店頭売買有価証券の店頭売買取引について準用する。この場合において、第一項中「当該証券取引所の開設する有価証券市場においてする、自己の計算による有価証券の売付け又は売付けの受託をした有価証券の売付け」とあるのは「当該証券業協会が登録する店頭売買有価証券の自己の計算による店頭売買取引による売付け又は売付けの受託をした店頭売買有価証券の店頭売買取引による売付け」と、第二項中「当該証券取引所の開設する有価証券市場においてする有価証券の」とあるのは「当該証券業協会が登録する店頭売買有価証券の店頭売買取引による」と、第三項及び第四項中「有価証券市場においてする」とあるのは「店頭売買取引による」と、第五項中「有価証券先物取引その他の大蔵省令」とあるのは「大蔵省令」と読み替えるものとする。

（改正前）

（有価証券を有しないでその売付けを行う場合の表示）

**第二十六条の二**　証券取引所の会員は、当該証券取引所の開設する有価証券市場において自己又は顧客の計算においてする売付けについて、有価証券を有してこれを行うか、又は有価証券を有しないでこれを行うかの別を明らかにしなければならない。ただし、有価証券先物取引その他の大蔵省令で定める取引については、この限りでない。

２　前項の場合において、証券取引所の会員は、次の各号のいずれかに該当する場合でなければ、有価証券を有してその売付けを行う旨の表示をしてはならない。

一　売付けをする顧客が売り付ける有価証券を所有しており、かつ、売付け後遅滞なく不当な不便又は費用を要しないで当該有価証券を会員に提供することができる旨を当該会員があらかじめ知つている場合

二　売付けをする会員が売り付ける有価証券を所有しており、かつ、売付け後遅滞なく不当な不便又は費用を要しないで当該有価証券を提供することができる場合

三　当該会員が売付けをする顧客の計算において、当該有価証券を占有し、又は買い付けた当該有価証券の受渡しを繰り延べている場合

四　当該会員が自己又は顧客の計算において、当該有価証券を当該有価証券市場において買い付け、その決済を結了していない場合

（２～５　新設）

３　前二項の規定は、証券業協会の協会員が行う店頭売買有価証券の店頭売買取引について準用する。この場合において、第一項中「当該証券取引所の開設する有価証券市場において自己又は顧客の計算においてする」とあるのは「当該証券業協会が登録する店頭売買有価証券の自己又は顧客の計算においてする店頭売買取引による」と、「有価証券先物取引その他の大蔵省令」とあるのは「大蔵省令」と、前項中「当該有価証券市場において」とあるのは「店頭売買取引により」と読み替えるものとする。

【平成10年8月21日 政令第280号】 （改正なし）

【平成10年5月27日 政令第184号】 （改正なし）

【平成9年12月25日 政令第383号】 （改正なし）

【平成9年12月19日 政令第372号】 （改正なし）

【平成9年5月1日 政令第170号】 （改正なし）

【平成6年12月28日 政令第420号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第303号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第301号】 （改正なし）

【平成5年12月22日 政令第398号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 政令第29号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 政令第228号】

（改正後）

（有価証券を有しないでその売付けを行う場合の表示）

**第二十六条の二**　証券取引所の会員は、当該証券取引所の開設する有価証券市場において自己又は顧客の計算においてする売付けについて、有価証券を有してこれを行うか、又は有価証券を有しないでこれを行うかの別を明らかにしなければならない。ただし、有価証券先物取引その他の大蔵省令で定める取引については、この限りでない。

２　前項の場合において、証券取引所の会員は、次の各号のいずれかに該当する場合でなければ、有価証券を有してその売付けを行う旨の表示をしてはならない。

一　売付けをする顧客が売り付ける有価証券を所有しており、かつ、売付け後遅滞なく不当な不便又は費用を要しないで当該有価証券を会員に提供することができる旨を当該会員があらかじめ知つている場合

二　売付けをする会員が売り付ける有価証券を所有しており、かつ、売付け後遅滞なく不当な不便又は費用を要しないで当該有価証券を提供することができる場合

三　当該会員が売付けをする顧客の計算において、当該有価証券を占有し、又は買い付けた当該有価証券の受渡しを繰り延べている場合

四　当該会員が自己又は顧客の計算において、当該有価証券を当該有価証券市場において買い付け、その決済を結了していない場合

３　前二項の規定は、証券業協会の協会員が行う店頭売買有価証券の店頭売買取引について準用する。この場合において、第一項中「当該証券取引所の開設する有価証券市場において自己又は顧客の計算においてする」とあるのは「当該証券業協会が登録する店頭売買有価証券の自己又は顧客の計算においてする店頭売買取引による」と、「有価証券先物取引その他の大蔵省令」とあるのは「大蔵省令」と、前項中「当該有価証券市場において」とあるのは「店頭売買取引により」と読み替えるものとする。

（改正前）

（新設）